

平成 27 年 月 日

従業員の皆様へ

株式会社〇〇
総務部

【マイナンバー制度スタートに伴う住民票確認と通知カードの厳重保管のお願い】

平成 28 年 1 月よりマイナンバー制度がスタートすることになりました。
マイナンバーとは、住民票を有するすべての国民に 1 人 1 つずつ付与され、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。
言うなれば、国レベルでの社員番号のようなものになりますが、この番号が平成 27 年 10 月にみなさん全員に通知されることとなりました。

マイナンバーは、住民票に記載されている住所に各市町村から通知カードの送付を受けることで通知されます。そこで、まずは住民票の住所をチェックして、現在住んでいるところと住民票の住所が異なる場合には住民票の移動手続きを行ってください。この手続きを行っていない場合には、マイナンバーの通知カードが間違った住民票の住所に送られてしまいますので、後になって煩雑な手続きを行う必要性が出てきます。

【実際の住所と住民票が異なる場合の手続き】 ※10 月 4 日までに手続きする必要があります。

- ① 同一市町村内で住所変更する場合の手続き
同一市町村内で住所変更をする場合には、その市町村に、転居届を提出します。
- ② 他の市町村へ住所変更する場合の手続き
住民票が現在の実際の住所とは異なる市町村にある場合には、住民票のある従前の住所地の市町村に転出届を提出したうえで、現在の住所地の市町村に転入届を提出することが必要となります。

マイナンバーの通知カードは、各市町村から簡易書留で郵送される予定です。
この通知カードは、今後みなさんの市民生活において非常に重要なものとなりますので、破棄することなく、厳重に保管するようにしてください。

マイナンバーは、今後の社会保険の手続きや年末調整などで必要になることから、後日、今回郵送される通知カードの写しを会社に提出していただきます。
その際には改めてお知らせいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上